

令和 6 年
加古川市農業委員会
第 3 回臨時総会

日 時 令和 6 年 7 月 2 4 日（水） 月次総会終了後
場 所 加古川市役所新館 9 階 1 9 1 会議室

加古川市農業委員会

総 会 次 第

1. 開 会

2. 議 長 選 出

3. 委 員 出 席 状 況 の 報 告

4. 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名

5. 議 案 審 議

決 議 事 項

議案第1号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）決定のこと

附 帯 決 議

「議決事項中、軽微な事項の修正及び違算誤字の修正を必要とするときは、その修正については会長に一任する。」

6. 閉 会

議案第 1 号

農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）決定のこと

◎ 参 考

農 業 委 員 会 等 に 関 す る 法 律 抜 す い

(関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出)

第38条 農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」という。）を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。

2 前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。

附帯決議

「議決事項中、軽微な事項の修正及び違算誤字の修正を必要とするときは、その修正については会長に一任する。」